

スポーツと セクシュアルハラスメント

白井久明 スポーツ法政策研究会、京橋法律事務所、弁護士

1. セクシュアルハラスメントとは

セクシュアルハラスメント（以下、「セクハラ」と言う）とは、相手方の意に反する性的言動のことですが、この用語は多義的に用いられています。

刑事法の観点からすれば、強姦、強制わいせつ、痴漢行為等となります。民事法的観点からは、損害賠償請求事件（契約に基づく債務不履行と不法行為によるものがある）となり、労働法の観点からは、加害者に対する懲戒処分事案（解雇、降級・降格、配置転換、戒告）となります。法的な問題とはならないとしても、職場等における行為としては望ましくないものもあります。

被害者側の観点からすれば、例えば、小学生等の事理判断能力に欠ける、もしくは劣るものに対する性的な行為をセクハラということもありますが、セクハラ特有の問題は、被害者の多くが事理的判断能力を有するという点にあります。被害者に判断能力があるので、加害行為がなされたときに、ノーと言えたのではないかと、逃げることもできたのではないかとということが問題にされたり、また、被害者が加害者の性的行為に同意していたと加害者が弁明したり、周囲も同様に判断したり、被害者にも落ち度があったのではないと言われることがままあります。

2. セクハラ問題の社会的構造

セクハラの問題を理解するには、被害者が加害者の行為を甘受せざるを得なかったという社会的な構造を知ることが不可欠です。

職場は、雇用関係という特別な関係（権力関係と言います）、上司や同僚という一定の秩序の下にあり、セクハラ（その他の違法な行為も同様の面があります）が行われたとしても、容易に、異議を申し立てることができないことが多々あります。セクハラの場合には、女性は、雇用関係とともに、社会の男女の力関係という二重の権力関係のもとにあるために、一層異議の申し立てがしにくい状況におかれているということです。

セクハラが違法な人権侵害であるということが広く知られるようになるとともに、今まで、我慢を強いられていた者が次第に異議申立をするようになりましたが、まだ、異議を申し立てることのできない人たちが多くいるというのが現状です。

3. 企業内セクハラ問題と事業主の責任

男女雇用機会均等法は、1997年、事業主に対し、女性労働者に対するセクハラを防止を努力義務とする規程を設けました。2006年の改正により、事業主は女性労働者のみではなく男性労働者に対してもセクハラを防止するために必要な措置を講じなければならないと定めました。すなわち、セクハラを行った加害者が被害者に対し法的な責任を負いますが、事業主もセクハラを防止する義務があったのです。

雇用機会均等法の改正以前から、加害者の法的責任（損害賠償責任）を認め、事業主についても従業員に対する職場環境調整義務があるとしている裁判例があり、現在

では、公刊された裁判例だけでも相当数存在します。

4. スポーツ界にみるセクハラ問題

セクハラが起きる背景には、ジェンダー（バイアス）と権力関係があると言われています。では、スポーツの世界ではどうでしょうか。

①ジェンダーとは、生物学的な性差に対し、社会的、文化的につくられてきた性差のことです。今日の社会・経済・政治体制は、男性（支配）中心に組み立てられており、このような社会構造が生み出す性差別意識（ジェンダー・バイアス）の反映として、「相手方の意に反する不快な性的な言動」が社会に蔓延しており、差別を受ける女性が異議を申し立てにくい状況があります。

そして、勝敗を基本とする近代スポーツは、男は女よりも強い、だから、男は女より一段上にあるという男性の優位性、性差別意識を育んでいる側面があります。

②また、スポーツの世界では、コーチや監督の意向に逆らうと、学校、会社、チームの選手として起用されなくなり、オリンピック等の大会の代表選手になれなかったり、競技そのものを続けることもできなくなることがあります。優秀なコーチや監督であれば、問題があっても黙認され、選手も泣き寝入りやせざるを得ないことが多々あります。選手が嫌でその競技をやめたとしても、

選手自身や周囲も、やめたこと自体で、敗者・落伍者となったと感じてしまいがちです。

- ③衆人環視のなかでの暴力的練習を課し、女子には口答えをさせず、徹底的に教え込まなければ駄目なのだという女性蔑視の視点や、メダルのためにはその程度は仕方がないのだという意識がスポーツ指導者に垣間みられます。マスコミも含めて、社会全般がそのような苛酷な練習を美化することもあります。

現在でも、長距離ランナーのコーチや監督が、選手の育て方は、男と女では違う、男はうるさく言うと嫌がるが、女は殴ってでも従わせるのが一番とする風潮がまかり通っています。

そして、女子選手側にも、このようなことを肯定的に受け止めている者もいます。ただ、肯定的に受け止める選手の多くは、それなりに成功している人であったり、その体験を乗り越えることができる人たちの受け止め方であって、その裏には、脱落したり、傷つき、沈黙している人たちが多数いるということを知る必要があります。

- ④日本のスポーツの世界では、指導者や先輩を絶対視し、単調、過酷、長時間の非合理的な練習をすることが特徴となっています。日本の企業において、このような練習に耐えた体育会出身の学生が重宝されたのは、上司の言うことを忠実にする行いが美德とされていたからです。また、選手強化の視点は、「一人でも成功すればよい」という「使い捨て」の論理に立っています。ごく一部の除き、多くの中高生が、勉強もできない練習づけになり、「バーンアウト」あるいは「ドロップアウト」している状況もあります。このような状況で残ったものが、選手となり、指導者・競技団体の役員となっているというのがスポーツの世界の実情と言えます。厳しい言い方かもしれませんが、社会性のある選手、指導者、役員が育

っていかない限り、体罰やセクハラは根絶できないと考えています。

5. スポーツ関係者の起こした事件

以下は、スポーツ関係者のセクハラ、性暴力に関わる報道事例です。下記以外にも、新聞記事等を精査すると、スポーツ指導者（その多くが学校の部活の指導者）の起こした事件が目につきます。

- ①2010年1月21日、教え子の女子中学生を強姦、元スケートコーチに懲役7年（産経新聞）
 ＊日本フィギュアスケーティングインストラクター協会の理事が指導していたコーチが指導を受けていた13歳の女子中学生を自宅で暴行した事案。
- ②2008年5月21日、（剣道部）顧問のセクハラ、賠償命令（朝日新聞）
 ＊中学の剣道部員であった元部員の20代の女性3人が、中学時代の剣道部顧問に対し、体罰やセクハラ行為で損害賠償請求をし、認められた事案。
- ③2008年5月12日、スキー合宿部屋で小5女児にわいせつ、72歳の元順大客員教授を逮捕（産経新聞）
 ＊子どもたちにスポーツを通して「生きる力」（自らやる力）を育てようと、若者たちとNPOを設立した理事長の起こした事件
- ④2005年11月12日、小6女児にわいせつ行為、バス監督の市職員逮捕（産経新聞）
 ＊スポーツ少年団のミニバスケットの指導者による児童に対する強制わいせつ事件。
- ⑤2004年12月3日、大分・中津工のわいせつ事件、元陸上部監督、2審も実刑（毎日新聞）
 ＊著名なスポーツ指導者による女子高生に対する強制わいせつ事件。
- ⑥2007年9月14日、顧問教諭は停職に、PK外して全裸ランニング、大阪（朝日新聞）

＊男性指導者が高校男子選手に対する事案。

- ⑦2009年6月22日、集団準強姦事件、京都教育大6人処分保留釈放、示談成立（朝日新聞）

＊運動部員が集団で暴行をした事案。

6. スポーツ界のセクハラをなくすためには

この種の事件が起きると、競技団体や学校当局は、関係者の処分、倫理のガイドラインや防止措置等の定めを策定して対処していますが、指導者の個人的資質の問題として、一時的・弁明的な対処療法をしているとしかみえません。

スポーツ場面におけるセクハラをなくすためには、社会一般におけるセクハラ問題の本質を理解するとともに、スポーツ界が特有にもつ問題の理解が必要不可欠です。

セクハラを防止するためには、①方針の明確化およびその周知・啓発、②相談・苦情への対応、③事後の迅速かつ適切な対応であると言われています。

指導者や選手個々人の意識を高める必要がありますが、競技団体や学校などのスポーツに関わる団体の質そのものが変わらない限り、セクハラはなくなりません。

そのためには、

- ①競技団体その他の組織のトップや指導者の意識改革が第一ですが、社会性のある指導者の育成は先の長い道です。
- ②次に、コーチや監督等のセクハラ行為等にノーと言える選手を育てていくことができるかです。
- ③そして、選手が被害を申し立て、コーチや監督等にセクハラ等の言動があったときに、周囲が毅然として、対処することができるかです。

競技団体・学校・企業・クラブなどの自浄作用には組織のもつ限界があります。内部の苦情処理体制だけではなく、被害を受けた選手が相談をしやすい、選手の立場に立つ外部の恒常的な相談体制の確立と啓発のための運動が最重要課題です。